

介護職員等処遇改善加算の拡充について

令和8年6月より、処遇改善加算の制度が大きく見直されます。今回の改定は、介護従事者全体の賃上げを強化するとともに、ICT活用や生産性向上に取り組む事業所をより高く評価する仕組みへ転換することが目的です。開始時期は令和8年6月を予定しています。主な改定ポイントは以下の3つです。

1 介護従事者全体を対象に賃上げを拡大

処遇改善加算の対象について介護職員のみから介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実施予定です。

2 新加算Ⅰロ及び新加算Ⅱロの設立

現行の加算Ⅰについては、加算Ⅰイに、加算Ⅱについては、加算Ⅱイという区分になります。そして今回から新たに加算Ⅰロ及び加算Ⅱロという上位区分の加算が新設されます。上位区分の加算算定については「令和8年度特例要件」を満たすことで算定可能です。

★令和8年度特例要件(ア～ウのいずれかを満たすこと)

(ア)訪問、通所サービス等

→ケアプランデータ連携システムに加入(※) + 実績報告

(イ)施設サービス等

→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告

※事務負担の配慮措置として、加算の申請時点では加入又は取得の誓約で算定可能。

(ウ)社会福祉連携推進法人に所属していること。

また、加算Ⅲ、Ⅳ、未算定の事業所については、上記の特例要件を満たすことで、加算Ⅱロを算定することが可能です。その場合、土台となるキャリアパス要件及び職場環境等要件は令和8年度中の対応を誓約する必要があります。

3 新たに処遇改善加算の対象となるサービス

今回の改定により、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援の処遇改善加算が新設されます。加算の取得方法は2パターンあります。

①処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件を取得すること(申請時点で令和8年度中の対応の誓約でも可)

②令和8年度特例要件を満たすこと

上記のどちらかで取得が可能になります。この機会にぜひ取得の検討をお願いします。

4 令和8年度計画書について

処遇改善加算を取得する場合は、計画書を提出する必要があります。

令和8年度計画書の提出期限について

対象事業者	提出期限	備考
令和8年4月、5月分を申請する事業者（法人）	令和8年4月15日	令和8年6月以降の申請に係る計画と併せて提出。 ★事業者（法人）内で、令和8年6月以降の加算新設事業所分の算定も計画している場合は、当該事業所分も併せて提出すること。
加算新設事業者のみが所属する事業者（法人）	令和8年6月15日	※加算新設事業所：令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援）の介護サービス事業所

※計画書の提出についての詳細は介護保険最新情報 vol. 1469 をご覧ください。